

## 社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員ならびに評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員ならびに評議員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長及び常務理事については、報酬を支給する。ただし、常務理事を職員が兼務する場合はこの限りではない。
- (2) 会長及び常務理事以外の役員については、理事会及び監事監査等の法人業務を行う場合には報酬として別表2の額を支給する。
- (3) 評議員がその職務のため評議員会等に出席したときは、報酬として別表2の額を支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職のため出張したときは、別に定める役職員旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

### (会長及び常務理事の報酬等の算定方法)

第5条 会長及び常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
  - (2) 報酬額の算定については、支給を受ける者がその職に就いた日から、任期満了、辞任または死亡等によりその職を離れた日までとする。
  - (3) 通勤手当については、別に定める職員の給与・退職金規程に準ずる額
- 2 会長及び常務理事が職務のため出張したときは、別に定める役職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

### (日割計算)

第6条 前条第1項第2号の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の

現日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬等の支給方法)

第7条 会長及び常務理事に対する報酬等の支給時期は、職員の給与・退職金規程に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会役員等報酬および費用弁償規程は、廃止する。

別表1 会長の報酬

会 長	月額 50,000円
-----	------------

別表2 非常勤役員及び評議員の報酬

理 事 (会長、常務理事を除く。)	日額 3,000円
監 事	日額 3,000円
評 議 員	日額 2,000円